

○厚生労働省令第四十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）
第九条第一項、第十八条第一項及び第二項、第二十三条の二の十五第一項及び第二項並びに第三十六条の二
第一項の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令

放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和三十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第七号中「被爆」を「被ばく」に改める。

第十三条第二項中「放射線医薬品」を「放射性医薬品」に改める。

別表第一中「ラドン²²²(²²²Rn)、その化合物及びそれらの製剤」を
「ラドン²²²(²²²Rn)、その化合物及びそれ
ラジウム²²³(²²³Ra)の化合物及びその製

らの製剤

に改める。

劑
「

附
則

この省令は、公布の日から施行する。